

# アンカーニュース

## 5月から会社法創設

本年度の5月1日より企業の設立や運営の基本を決める会社法が施行となります。今日まで日本には会社法という正式名の法律はありませんでした。現行制度は「商法第二編 会社」、「有限会社法」、「商法特例法」などに分かれており、これらを総称して「会社法」と便宜的に呼んでいましたが、新制度は「商法」など複数の法律を抜本的に再編し新たに生まれた法律です。経済や企業はどんどんグローバル化しているのに、会社関係の法律は時流から取り残され、実態にそぐわない面があった為です。

### 《現行制度（商法）》

設立できる会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社
最低資本金額	株式会社：1000万円、有限会社：300万円
取締役の人数	株式会社：3人以上、有限会社：1人以上
M & A	厳しく規制

### 《新制度（会社法）》

設立できる会社	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
最低資本金額	制限なし
取締役の人数	1人以上
M & A	規制を緩和

但し、M & A（企業の合併・買収）に関して、「外資による日本買いを招く」と政財界から警戒の声が上がった為、施行は1年遅れの来年5月となります。



発行者

合同事務所 アンカー

（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）

〒105-0004 東京都港区新橋五丁目10番8号

クレグラン新橋 4階

TEL 03 - 3433 - 4567 FAX 03 - 3433 - 4578

担当：佐々木